

マイナンバー制度の民間利用に関する提言

1. マイナンバー制度を取り巻く現状の認識

- (1)日本は、森内閣時代の2000年にe-Japan戦略を掲げ、ITを国家戦略の中心の一つに据えた結果、ブロードバンドの普及に関して一定の成果はあげたと評価できる。しかし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、多額の導入費用をかけたにもかかわらずカードの交付率は約5%にとどまり大きく躓く結果になり課題を残すこととなった。これにより、IT利用による行政の効率化、住民サービスの向上は、世界のIT利用先進国に比べ大きく出遅れてしまった。エストニアや欧米、アジアの一部の国と比べても、圧倒的に遅れている現状があり、ITを利用したローコスト国家の実現には程遠い状況であることは、政府も国民も強く自覚すべきである。
- (2)上記のような日本の番号制度の停滞を踏まえ、社会保障と税という利用目的を明確にする形で、日本における番号制度（通称：マイナンバー制度）が漸く始動した。国民一人一人に唯一無二の番号が付与されることが、プライバシーの保護措置を制度に組み込みながらITを利用することを通じて、利便性と効率性、新たな付加価値を生み出すことは自明である。しかし、現在利用範囲とされている分野は、社会保障分野（年金分野、労働分野、福祉・医療・その他分野）、税分野、災害対策分野とその他条例で定める事務に限定されている。福祉・医療については、医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付など主に金銭面での手続きになっている。これらの分野だけでは、「当たり前にするべきことを間違いないでやる」（例えば、名寄せの失敗により、数千万件の年金記録の実態が把握できない「消えた年金問題」などを起こさない）ことでしかなく、新たな価値を大きく生み出すとは言い切れない。したがって、この国家的な投資のROIを向上させるためにも、民間での利用を促進する必要がある。また、準公的の分野である医療サービスや介護サービスなど、財政支出の大きな分野における利用範囲拡大は国として避けてはならないテーマであり、マイナンバー制度導入の本丸であると言える。

2. マイナンバー制度を実現するITシステムのあり方

上記1.の認識に立った適切なマイナンバー制度を導入するに当たっては、まずシステム面においてオープンかつグローバルスタンダードな以下の要件を必ず満たすことがプロジェクト推進上の前提条件と考える。

- (1)マイナンバーに基づき交付される物理的な個人番号カード(ICカード)にこだわらず、

同様の機能をスマートフォンに埋め込むことを実現し、マイナンバーの利用促進（公的、準公的、民間ともに）を図るべきである。

(2)番号制度を既に導入し、ITの活用が進んでいる諸外国のシステム・プラットフォームのアーキテクチャを積極的に学び、積極的に取り入れるべきである。

(3)特定のベンダー・ロックインによりもたらされるITコストの増大を防ぐためにも、徹底してオープンな技術を活用し、技術力のある事業者に対する参入障壁を取り払うことで、コストダウンを実現するべきである。また、マイナンバー関連調達を含め情報システムに係る政府調達において依然として一者応札などの看過できない課題が存在することから、国はよりオープンで透明性の高い環境を整備するべきである(注)。

(注)具体的な改善方策については、山本IT担当大臣宛の提言書「情報システムに係る政府調達制度の改善に関する提言」にて言及（2014年4月21日付け）。

3. 具体的な提言

以上の認識の上に立ち、新経済連盟としては、以下のとおり提言を行う。

(1)基本的な考え方

マイナンバー制度は、公的分野、準公的分野、民間分野を問わず、日本国民（及び居住者）に利便性をもたらすための社会基盤である。この制度の価値を最大限に引き出すとともに、国民にその必要性を実感してもらうためには、政府が国民に押し付ける義務的なものではなく、国民が多様な分野で活用・連携できることを目標とすることを明確にすべきである。

(2)マイナンバーの利用範囲の拡大等

官民連携を進め国民の利便性を最大化するために、以下を実施すべきである。

①現状の利用範囲のメニューの活用開始時期を明確化・早期化する。

②利用範囲拡大を前倒しで検討し実施する。

(※)下記に利用範囲を拡大すべき分野と利用シーンや効果等の例示を記載。

上記施策の推進に当たっては、国民の利便性を目に見える形で早急に出していくために、できるところから果敢なく実施していくことが必要である。その意味で、医療分野におけるレセプトを通じた情報連携の促進、個人番号カードを保険証として利用できるようにすることは時間を置かず早急に実施するべきである。

なお、日本再興戦略改訂版では、「医療分野での番号の必要性を検討する」と書かれており、厚生労働省では「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」が始まったと承知している。我々は、医療等分野の番号制度とは当然マイナンバー制度であるべきと考えており、平成 24 年 9 月に公表された厚生労働省の研究会の報告書にあるような医療分野に特化した別番号(医療等 I D)の導入には断固反対する。国民を唯一無二に識別する番号はマイナンバーのみであるべきである。国民を識別する番号が複数ある必要は全くない。これを容認することは、省庁縦割りの非効率な IT 投資を容認し、縦割り行政を是認することになると考える。

(3) 公的個人認証の民間開放の推進

公的個人認証の仕組みを、広く民間に開放し、身分を証明する手段として民間における積極利用を促すべきである。これにより、企業は重複で行っている確認作業を削減することができ、利用者はスピーディーなサービスを受けられる。特に利用シーンの多い、ネット販売や金融業界等での公的個人認証の利用は、その他民間分野での利用に先駆けたロール・モデルとして早期に実現するべきであり、民間開放の要件等についても十分経済界の意見も聞きながら実態に即したものにすべきである。

(4) マイポータル・マイガバメントにおける官民連携

- ① マイポータルの仕組みを準公的分野や民間に拡大し、行政のみならず、金融機関などからの情報の受領や、行政、金融機関、クレジットカード会社、ユーティリティ、電話会社などへの住所変更の届出の一括更新などを実現するべきである。民間利用においては、オプト・イン方式を採用するべきである。マイポータルやマイガバメントを利用したワンストップサービスの提供により、行政コストの大幅削減が実現できる。
- ② 主に民間からの情報を受け取るサービスである「電子私書箱」構想は、当連盟が主張している「書面交付原則撤廃」とも密接にかかわる重要な構想である。同構想を進める一環として書面交付原則が求められている事項の洗い出しをすべきである。また、政府・自治体から国民への書類通知や証明書類発行も電子交付にすることもあわせて実施すべきである。

【マイナンバーの利用範囲拡大を行うべき分野、利用シーンと効果等の例示】

① 金融関連分野での活用

税と関連が深い銀行業界や証券業界においては、速やかにマイナンバー利用範囲を明確にし、同業界におけるシステム投資を促進するべきである。マイナンバー及び法人番号を金融機関等による与信管理にも利用できるようにすべきである。

② 医療・健康・福祉関連分野での活用

医療・介護などの医療費等社会保障費の増大は我が国が直面する大きな問題であり、喫緊に対応すべき非常に重要な課題である。この分野で予防医療等を充実させコスト削減を実現することで持続可能な医療サービス提供体制を構築するためには、マイナンバーの利用範囲を拡大することにより、病名、医療行為、投薬行為等が情報連携され、データに基づく医療をより推進できる環境を整備する他はないと考える。

- ・ 予防医学分野（健診、予防接種、がん登録など）と治療行為の履歴が紐つけられ、且つ、匿名化された状態でビッグデータ解析が行えるようになれば、疫学的観点から医療制度を再評価できることになる。
- ・ 在宅介護を前提とした地域医療連携や、創薬・治験などの分野でも医療情報の共有によるメリットは大きい。
- ・ マイナンバーに基づき交付される個人番号カード（IC カード）を保険証として利用できるようにするべきである。
- ・ 過去の健診データ、予防接種データ、治療データ、投薬データ、処方箋電子化により収集できるデータなどは患者がマイポータルで管理できるようにする。また、今後飛躍的に活用が進むウェアラブル・コンピュータなどのデバイスを利用して獲得できる身体に関するデータや、運動データ、家庭用健康医療機器などから得られるデータと上記データの連携を可能にすれば、国民の健康増進にさらに寄与することができる。

以 上